

ID: 3063

担当部署: 産業課

処分の概要	販売許可証の再交付		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第24条第6項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】	<p>法第24条第6項の規定による。 (販売禁止鳥獣等の販売の許可)</p> <p>第24条</p> <p>6 第1項の許可を受けた者は、その者が前項の販売許可証(以下単に「販売許可証」という。)を亡失し、又は販売許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請をして、販売許可証の再交付を受けることができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日